

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

我が国では、憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、国際社会の取組と連動して、男女共同参画の実現に向けた様々な取組が進められてきました。

平成 11（1999）年に、「男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）」が公布・施行され、その後平成 13（2001）年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）」、また平成 27（2015）年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）」が施行され男女共同参画に関する様々な施策が展開されています。

本市においては、平成 28（2016）年 3 月に「第 3 次下関市男女共同参画基本計画」を策定し、また、第 3 次下関市男女共同参画基本計画を一部改訂する形で平成 30 年 11 月に「下関市女性活躍推進計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けてその施策の推進に取り組んできました。

また、男女間の暴力についても第 3 次下関市男女共同参画基本計画とともに平成 28（2016）年に第 2 次下関市 DV 対策基本計画を策定し取組を行ってきました。

この度、第 3 次下関市男女共同参画基本計画の計画期間が令和 2（2020）年度で終了することから、計画の進捗状況を把握するとともに、令和元（2019）年度に実施した「下関市男女共同参画に関する市民意識調査（以下、「市民意識調査」という。）」及び「下関市男女共同参画に関する事業所アンケート（以下、「事業所アンケート」という。）」の結果をもとに見直し及び検証を行い、「第 2 次下関市女性活躍推進計画」及び「第 3 次下関市 DV 対策基本計画」を包含する形で「第 4 次下関市男女共同参画基本計画」を策定しました。

これからも、本計画を推進することにより、人口減少や少子高齢化といった本市を取りまくさまざまな問題に向き合い、男女共同参画社会の実現を目指してまいります。

2 計画の位置付け

本計画は、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）第 14 条第 3 項に基づく、「市町村男女共同参画計画」にあたります。

本計画のうち「基本目標Ⅱ」は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第 6 条第 2 項に基づく「市町村推進計画」を、「基本目標Ⅳ」は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）第 2 条の 3 第 3 項に基づく「市町村基本計画」を包含します。

また、本計画は、上位計画である「第 2 次下関市総合計画後期基本計画」における第 3 章第 7 節「男女共同参画の推進」に沿って策定しました。

なお、「第 2 次下関市総合計画後期基本計画」は平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで、全会一致で採択された SDGs（持続可能な開発目標）の理念を念頭に置いて取り組むこととしています。本計画は SDGs の 17 の国際目標の一つ「ジェンダー平等を実現しよう」に該当します。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和 3（2021）年度から令和 7（2025）年度までの 5 年間とします。

なお、社会情勢の変化等への対応のため、必要に応じて計画の見直しを行います。

※男女共同参画に関する用語の説明については、107 ページ以降の「用語解説」にまとめて掲載しています。また、必要に応じて用語の解説（●）や注釈（※）を掲載しています。